

平成26年第2回臨時会

(10月8日招集)

山都町議会会議録

平成26年10月第2回山都町議会臨時会会議録目次

○10月8日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第51号 物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）	2
日程第4 議案第52号 物品売買契約の締結について（サーバ・パソコン機器）	5
日程第5 議案第53号 物品売買契約の締結について（ネットワーク機器）	7
閉会	11

10 月 8 日（水曜日）

平成26年第2回山都町議会臨時会会議録

1. 平成26年10月8日午前10時0分招集
2. 平成26年10月8日午前10時0分開会
3. 平成26年10月8日午前10時33分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第51号 物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）
 - 日程第4 議案第52号 物品売買契約の締結について（サーバ・パソコン機器）
 - 日程第5 議案第53号 物品売買契約の締結について（ネットワーク機器）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	教育長	山下明美
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	佐藤珠一
会計課長	田上博之	企画振興課長	本田潤一
税務課長	甲斐重昭	商工観光課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
水道課長	甲斐良士	農業委員会事務局長	山本祐一
住民環境課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

本日の会議に入ります前に、皆さん方にお知らせいたします。そよう病院院長、水本誠一さんのお母様、水本久實子様が10月5日午後、お亡くなりになりました。本日午後12時より御葬儀が行われますが、出席できませんので、議会を代表して、昨夜、私のほうでお参りに行ってまいりました。心から御冥福をお祈りいたします。

ただいまから平成26年第2回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番、佐藤一夫君、1番、吉川美加君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第51号 物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第51号「物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

議案第51号、物品売買契約の締結について、説明をいたします。

次の物品について、売買契約を締結することとする。平成26年10月8日提出、山都町長。

1、番号、山総新備第2号。

2、品名、山都町役場新庁舎備品。

3、契約金額、5,994万円。

4、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町浜町113、合名会社光琳堂、代表社員、尾方廣一。

5、入札の方法、指名競争入札です。

提案理由、本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

ページをめくっていただきまして、物品売買契約概要でございます。

4の入札年月日、平成26年10月1日でございます。

指名業者は、ごらんの6社でございます。

裏面をお願いいたします。

裏面が開札調書となっております。

その次が、物品売買の仮契約書でございます。

納入期限を、平成26年12月23日といたしております。

最後の2枚ですけれども、これが今回、入札に付しました備品の一覧でございます。今回このリストを作成するに当たりましては、現在、使用または保管しております備品のうち、新庁舎において転用できるもの、このリストアップをしまして、それ以外の不足するものについて新たに購入するとしました方針に基づいております。

転用の主な例としましては、比較的新しい机ですとかキャビネット類、それからいす、それに清和、蘇陽両支所にて現在未使用で保管をしてあります三役等の机、いす、それから書棚、ロッカー、応接用セットなど、そういったものが転用ということにいたしております。

一方、新規に購入いたします主なものとしましては、多目的室や待ち合いロビーのいす、それから会議室等のテーブル、いす、キャビネット類、それに職員用の事務机です。これは事務机につきましては、スペースの関係上、書類棚も非常に少数になっております。よって、今回購入しますのは両方に袖机があるものでございまして、これは従来の収納のもの1.34倍収納が可能ということで、今回購入するものでございます。これまで使っております机とは高さとか幅等が違うために、今回は職員の事務用の机のみ新規に購入するということで、先ほど転用で申し上げました、現在、比較的新しい机につきましては、プリンターですとか、その他機器等を置く机として活用していきたい、転用していきたいというふうに思っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第51号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 新庁舎備品仕様のところで、履行期間というところの2の納入時間は6時以降とするというのがございます。それから、搬入に用いるトラックは4トン車までということで、こういう規定がありますが、6時以降、これだけのものが短期間に納入できるのか。組み立てられるのか。それから、もう一つは、搬入が4トン車までということで規定してあるのは

どういうことか。これは後の、次二つにも関連することだろうと思いますので、お尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま御質問の件は、山都町役場新庁舎の備品の仕様書の件でございます。

まず、搬入時間の件と、それから搬入に用いますトラックの制限の件ですけれども、これはちょうど搬入時期に新庁舎の外工工事、この工事にかかっておりますものですから、それとそごがないようにしたいということで、今回は新庁舎の外工工事を見越して午後6時からの搬入ということと、それと、外工工事の邪魔にならないような形で4トン車までのトラックで搬入をしていただきたいということで、これにつきましては、当然仕様書でうたっておりますので、業者のほうとも打ち合わせは済んでおるということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 金額が5,000万以上ということでございますが、その中に、入札の指名の中に町内の業者が3名おられます。この3名の指名について、何を資格要件とされたのか、基準とされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 御指摘のとおり、町内業者、開札調書でごらんのとおり、3名の方、3社を指名いたしております。もちろんこれはこれまでの導入実績等々、勘案をいたしまして、当然に町内業者からの備品調達ということをまず原則といたしたところから、実際3社、それから、そのほかの町外につきましては、これまでの本町への納入実績、これを加えまして6社というところにしたところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 町内3社、入札に入れていただいて、非常にありがたいというふうに思いますけれども、その中に町外の業者が3社といいますと、町外の業者にしますと、年間取引高が非常に金額が大きいわけですが、町内の業者にしますと、非常に小さい業者もその指名の中に入っておるとなると、非常に金額的な、5,000万以上の入札に関して、それだけのいわば力といいますか、あれがあるのかなというふうな気もするわけです。指名に関してですね。例えば、とつても本当に完全にそれが履行できるかというふうな不安も出てくるわけですが、その点はどういうふうに判断されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 確かに金額的にも数量的にもかなりの分量になってございますけれども、やはりこれにつきましては、発注、いわゆるこの会社が、例えば光琳堂なり、ミズノさんなり、藤島さん。この3社が、御自分のところから発注をなさるということでございますので、そういった観点から、十分に今回、期間もございまして、対応できるということで選定させていただいたものでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私も開札調書のことでお尋ねですけれども、これは辞退というのわかりますけれども、失格と、欠席のためと書いてございますが、今後こういうことがあった場合、欠席者は、これにはもう、この以降、いろいろ物品の購入あたりに今後欠席のための場合は、もうこれは入れないということですから、また今度そういうことがあったときには、欠席のためでも、この失格された方も納入の相手の対象になるという、その辺はどうですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 欠席をされましたことによって、直ちに次回の入札に不参加と、こちらから指名しないということはありません。ただ、御指摘のとおり、欠席されるということの理由というのはきちんとかちでも捉えて、次回と同様の入札に反映させていかなきゃならないというふうには考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号「物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 物品売買契約の締結について（サーバ・パソコン機器）

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第52号「物品売買契約の締結について（サーバ・パソコン機器）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、続きまして議案第52号、物品売買契約の締結について、報告をいたします。

次の物品について、売買契約を締結することとする。平成26年10月8日提出、山都町長。

1、番号、山情備第1号。

2、品名、サーバー、パソコン機器。

3、契約金額、7,322万4,000円。

4、契約の相手方、熊本県熊本市南区幸田1丁目6番27号、株式会社K I S、代表取締役、野田正昭。

5、入札の方法、指名競争入札です。

提案理由、本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

ページをめくっていただきまして、物品売買契約概要でございます。

入札年月日は先ほどと同じく、平成26年10月1日でございます。

指名業者は、7番に書いてございますように、ごらんとおりの11社でございます。

その裏面が開札調書となっております。

その次が、仮契約書でございます。

最後から2枚目、それと3ページですね。最後の3ページにつきましてが今回の購入の内訳となります。失礼しました、2枚ですね。なります。

まず、今回整備をしました主な機器内容につきましては、サーバーが7台、パソコンが230台というふうにしております。

まず、サーバーといいますのは、パソコンからの要求に対しますサービスを提供する機器でございまして、現行のものが老朽化をしております、保守期間も満了しております。安定した住民サービスを提供するために、今回、機器の更新を行うというものでございます。現在このサーバーは蘇陽総合支所に配備をしておりますけれども、今回の更新により、新庁舎の電算室にて管理運用していくものでございます。

パソコンにつきましても、サーバー同様、導入から8年以上が経過をしまして、老朽化に加えまして、メーカーの保守期限も終了しております。また、さきの報道等にもありましたように、ウィンドウズXPのサポート切れに伴います対応について必要台数を今回更新するというものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 仕様書の中で、オフィスの2013を使用するとしてありまして、その後に一太郎というふうには書いてありますが、今、普通使用されているワード、エクセルについては、ここの中に入っているのかということと。あと一つ、パソコンが230台入れかえられますが、その中に各学校で使用されているパソコンも含まれているのか。この二つです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず1点目でございますけれども、一太郎のほか、おっしゃったソフトウェア、これは完備をしていきたいというふうに思っております。

2点目の質問ですけれども、これは今回、職員のみの方の台数ということになっております。役場職員の常時使いますパソコンということにいたしております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） エクセルとかワードとかも使えるということで安心しました。学校のやつはかなり修繕しながら今使いよるということを聞いておりますので、できますならば、後々変換のほどをお願いをします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 現在、教育委員会で特に小中学校共有分ですね。またはパソコン教室等々で使用されているパソコンにつきましては、ことしの夏から秋にかけて実際の調査を実施をいたしております。現に使用が可能なものですか、それから、バージョンアップがこれは適正だと判断できるものですか、また修理で十分対応できる、また逆に全く使用が不可能だというようなものですね。こういったものを調査しまして、これらの状況とあわせて、本町で今、保有しています職員のパソコン等々と調整しながら必要台数を整備していきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号「物品売買契約の締結について（サーバ・パソコン機器）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第53号 物品売買契約の締結について（ネットワーク機器）

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第53号「物品売買契約の締結について（ネットワーク機器）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、続きまして議案第53号、物品売買契約の締結について、報告をいたします。

次の物品について、売買契約を締結することとする。平成26年10月8日提出、山都町長。

1、番号、山情備第2号。

2、品名、ネットワーク機器。

3、契約金額、1,944万円。

4、契約の相手方、熊本県熊本市中央区坪井2丁目1番42号、西部電気工業株式会社熊本支社、取締役熊本支社長、増田毅。

5、入札の方法、指名競争入札です。

提案理由、本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

ページをめくっていただきまして、物品売買契約概要でございます。

これも入札年月日は先ほどの10月1日でございます。

指名業者は、欄に書いておりますように11社でございます。

その裏面が開札調書となっております。

その次が、仮契約書でございます。

その次からネットワーク機器の仕様書というふうになっておりますけれども、今回の主な機器の更新内容としましては、本庁用のセキュリティー機器が2台、ネットワークを中継するスイッチが37台、それに出先用のセキュリティー機器が39台、ネットワークを中継するスイッチが76台となっております。これにつきましては、本庁初め、関連する施設で各業務システムの基盤としてネットワークを構築して運用を行っているところですが、現在のネットワークが合併前、または平成17年度に導入したものでございますので、老朽化に加え、保守期限を超えておるところでございます。当該機器の更新を行うことで、安全かつ安定した住民サービスの提供を行うため、更新をするということとしております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ちょっとお尋ねしますけれども。

この件につきまして、予定価格が3,100万ということで、1,800万で落札。非常に差があるわけですが、基本的に、その前のサーバーにしても同じで、1回目の落札者、2回目はみんな辞退されております。これにつきまして、この仕様書に基づいてどういう設計をされているのか。誰が設計して、どういう設計をされているのかということについて、これだけ金額の開きがあるということと、前回については2回目からみんなが辞退されたということは、どういうふうな経緯でこういうふうになっていくのかな。ちょっと金額、余りにも差がありますし、辞退が出てくるというふうな事態ですので、これについて説明をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず11社の指名につきましては、これまで本町及び県内において納入実績のある業者ということで指名をさせていただいたところでございます。なお、今回、辞退も数多く出ておりますけれども、これにつきましては、今回の入札におきましては機器のみの購入を行いまして、この設定作業につきましては別途契約を行うことというふうに予定をいたしております。よって、機器販売を専門とするといいますか、そういった会社と、それらが機器販売について余り得意と、不得意とする会社、それらが総合的にこれらの案件について考慮されまして、入札参加の有無をこちらにつきましては判断をされたものというふうに捉えておるところ

でございます。

申し上げましたように、ネットワークの環境を熟知しているところも非常に重要でございますので、そういったところも業者のほうで勘案されたというふうに判断をいたしております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） それは業者の都合で、よくわかります。ただ、私がちょっとお聞きしたいのは、予定価格が3,100万あるのに1,800万で落札しているということは、約、幾らですか、1,200万ほど下がってでも仕事ができるわけですよね。そのところの設計はどのようにされたのかということをお聞きしたいんです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 当然、議員御案内と思えますけれども、設計につきましてはもちろん定価といいますが、そこらあたりがベースになってまいりますので、それに基づいた3,100万という予定価格を計上いたしたところですけども、この開きにつきましては、やはり調達が大量に可能であるということ等を含めて、もしかしますと、この西部電気のほうがある程度こういった機器について非常に安価で取り入れられるルートを持っていらっしまったのか。そういったことが考えられますので、この予定価格の設定につきましては、もちろん定価でこちらの金額を設定いたします。いろんな入札でもそうですけれども、これに対していわゆる企業努力をなされた部分もあるというふうに捉えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私どもは全く素人でね、仕様書を見せてもらってもわかりづらいところばかりなんですけれども。

まず、確かめておきたいのは、これはこういった事務機器一切を取りかえるわけですからね、もう遺漏のないようにするはずですよ。だろうと思いますが、やっぱり一番心配なのは情報の漏えいですね。それからバックアップシステムが、それぞれに電池で、バッテリーで、停電したときは何分までとか、あるいは何十分までとなっているようですけども、そういうことが十分なのか。当然これはハッカーの侵入を防ぐということもさっきの漏えいの問題とあわせて、全部システム化されておるとは思います。その辺のところを安心できるように、もう一回説明をしてください。

それから、ついでだから。それから、これの設置については、別途工事屋に任せるということかな。恐らくそうだろうと思うんですね。オフィスのレイアウトができています。そのレイアウトは、また業者に任せるとかな。レイアウトを任せて、それに基づいたこの機器の購入ということになったのか。これはきょうの案件の1番から3番まで共通した課題と思えますけれども、その辺もついでに聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、情報の漏えいと、それからそれに対しますセキュリティ対策についてということでございます。サーバーやパソコンにつきましては、ウイルスの対策ソ

フトを導入いたしまして最新の状態を保つように対策をするということにいたしております。ウィンドウズの脆弱性などにつきましては、資産管理ソフトなどによりましてセキュリティーアップデートの適応状況を随時確認をしますとともに、常に迅速なシステムのアップデートがこれによって可能になるというふうに捉えているところでございます。

また、統合のセキュリティー管理システムの導入、これによりまして、外部からのインターネット等の攻撃ですとか迷惑メール、これらを防御する。それとあわせて有害サイト等のフィルターの対策も実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、最後に電子証明書を利用するというところでございまして、役場のネットワーク環境に許可をされていないパソコンの接続をまずは防止をするということも前提として考えているところでございます。

以上です。

失礼しました。2点目でございます。

レイアウトにつきましては、本町のほうで計画をいたしました基本的な計画がございまして、それに合わせて今回レイアウトを、業者任せということではございません。こちらのほうから計画をいたしまして、それと業者と協議をしながら、今回、計画を詰めてきたということでございます。これについてはその他の1から、今回51号から53号についても同様のことでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） とにかく、このフロアのスペース、事務機の配置も含めて、レイアウトを十分決めていくはずでしょうから、遺漏のないように取りつけをやってください。

最後にお願いただけれども、これのセキュリティーシステム、いろいろできているというわけだけれども、しばらくの間、設置業者がサービスとしてきちんと監視体制をとってくれるのかな。サービス体制を。そのことも契約の中に入っていますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 設置後のそういった機器の監視体制といいますか、そういったことにつきましては、契約書の中にうたいこんでいるかということについては、ちょっと私も、済みません、不明ですけれども、当然にこれにつきましてきちんと稼働をしていく。そして安定をしたサービスが提供できるまでには、いろんなサポートについては業者のほうに求めていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 我々がここではっきり言えるのはそこだけなんです。あとはわかりません。これだから幾らしましたということですからわかりませんが、そのサポートシステムを体制をきちんと約束させてください。本当は契約書の中にそれをうたいこむべきですよ。それも、これはもう入札は終わっていますから、法的には難しいかもしれませんが、道義的に当然できるはずですから、そのサポート体制については契約の時点できちんと約束をさせてやってもらうということを、これは要望しておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 契約書の、今現在、仮契約書の中で、第5条で一応担保責任ということで、現品納入後において本町のほうで毀損等を発見した場合にはということで、私どもが指定する期日までに良品と交換するということですか、この期間を現品納入後1年間とするというような規定を設けておるところではございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号「物品売買契約の締結について（ネットワーク機器）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

平成26年第2回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時33分

平成26年10月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第51号	物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）	10月8日	原案可決
議案第52号	物品売買契約の締結について（サーバ・パソコン機器）	10月8日	原案可決
議案第53号	物品売買契約の締結について（ネットワーク機器）	10月8日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
